

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
- (2) 子会社株式及び関連会社株式
- (3) その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法を採用しております。
移動平均法に基づく原価法を採用しております。

時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採
用しております。
移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製商品・半製品・原材料
- (2) 未着品
- (3) 貯蔵品
- (4) 販売用不動産

総平均法に基づく原価法を採用しております。
個別法に基づく原価法を採用しております。
総平均法に基づく原価法を採用しております。
個別法に基づく原価法を採用しております。

3. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方
法と同一の基準によっております。ただし、給油所建物について
は、過去の実績を勘案した経済耐用年数の15年によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基
準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについて
は社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっており
ます。

(3) 長期前払費用

均等償却をしております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基
準によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

- a 一般債権 貸倒実績率法によっております。
- b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、会計基準変更時差異(22,111百万円)については、5年による均等額を費用処理しております。数理計算上の差
異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれ
ぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(3) 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用の当期対応額を計上しております。

(4) 投資評価引当金

関係会社に対する投資損失に備えるため、各社の財政状態並びに将来の回復見込等を勘案し、関係会社に対する損失見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
金利スワップ取引	借入金
原油・製品先物取引	原油・製品売買取引

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る価格変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。